附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、公布の日から施行する。ただし、第十八条第一号の改正規定及び次条の規定は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号。同条において「入管法等改正法」という。）の施行の日（平成二十四年七月九日）から施行する。

（外国人登録証明書に関する経過措置）

第二条　この命令による改正後の犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第十八条及び第二十七条第四項の規定の適用については、中長期在留者（入管法等改正法第二条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者をいう。）が所持する外国人登録証明書又は特別永住者（入管法等改正法第三条の規定による改正後の日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者をいう。）が所持する外国人登録証明書は、入管法等改正法附則第十五条第二項各号に定める期間又は入管法等改正法附則第二十八条第二項各号に定める期間は、それぞれ新規則第十八条第一号に規定する在留カード又は特別永住者証明書とみなす。

（様式に関する経過措置）

第三条　申請書（犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律第十二条第一項及び第二項に規定する申請書をいう。）、決定書（同法第十四条第一項に規定する書面をいう。）、決定表（同法第十五条に規定する決定表をいう。）、閲覧請求書（新規則第二十七条第二項に規定する閲覧請求書をいう。）及び届出書（同法第十七条第一項に規定する届出書をいう。）の様式については、新規則別紙様式第一号から別紙様式第五号までにかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

告　示

○外務省告示第二百三十一号

日本国政府は、平成十三年十一月二十三日にブダペストで作成された「サイバー犯罪に関する条約」の受諾書を平成二十四年七月三日に欧州評議会事務局長に寄託した。

よって、同条約は、その第三十六条4の規定に従い、平成二十四年十一月一日に日本国について効力を生じる。

なお、日本国政府は、同条約の受諾書を寄託する際に、同条約の規定に基づいて次の宣言を欧州評議会事務局長に通告した。

1　第四十条及び第二条（違法なアクセス）の規定に基づき、第二条の規定に従って定められる犯罪については、防護措置を侵害することによって行われること及び他のコンピュータ・システムに接続されているコンピュータ・システムに関連して行われることを追加的な要件として課すること。

2　第四十条及び第三条（違法な傍受）の規定に基づき、第三条の規定に従って定められる犯罪については、他のコンピュータ・システムに接続されているコンピュータ・システムに関連して行われることを追加的な要件として課する（ただし、第三条の規定に従って定められる犯罪のうち、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百九条の二の犯罪については、不正な意図をもって行われることも追加的な要件として課する。）こと。

3　第四十条及び第二十七条（適用される国際協定が存在しない場合の相互援助の要請に関する手続）9eの規定に基づき、第二十七条9の規定に基づく要請については、効率上の理由により日本国の中央当局に対して行われるべきこと。

4　第四十二条及び第六条（装置の濫用）3の規定に基づき、次に掲げる犯罪に該当する行為以外の行為については、第六条1の規定を適用しない権利を留保すること。

(1)　刑法（明治四十年法律第四十五号）第百六十八条の二又は第百六十八条の三の犯罪

(2)　不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第四条、第五条又は第六条の犯罪

5　第四十二条及び第九条（児童ポルノに関連する犯罪）4の規定に基づき、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第七条の犯罪に該当する行為以外の行為については、第九条1d及びe並びに2b及びcの規定を適用しない権利を留保すること。

6　第四十二条及び第十一条（未遂及びほう助又は教唆）3の規定に基づき、第四条、第五条、第七条並びに第九条1a及びcの規定に従って定められる犯罪のうち、刑法第百六十八条の二又は第二百三十四条の二の犯罪以外のものについては、第十一条2の規定を適用しない権利を留保すること。

7　第四十二条及び第二十二条（裁判権）2の規定に基づき、第六条1aiiの規定に従って定められる犯罪のうち、不正アクセス行為の禁止等に関する法律第十三条の犯罪については、第二十二条1dに定める裁判権に関する規則を適用しない権利を留保すること。

8　第四十二条及び第二十九条（蔵置されたコンピュータ・データの迅速な保全）4の規定に基づき、開示の時点で双罰性の条件が満たされないと信ずるに足りる理由がある場合には、第二十九条の規定に基づく保全のための要請を拒否する権利を留保すること。

同条約の締約国は、平成二十四年六月二十六日現在、次のとおりである。

アルバニア共和国、アルメニア共和国、オーストリア共和国、アゼルバイジャン共和国、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルガリア共和国、クロアチア共和国、キプロス共和国、デンマーク王国、エストニア共和国、フィンランド共和国、フランス共和国、グルジア、ドイツ連邦共和国、ハンガリー共和国、アイスランド共和国、イタリア共和国、ラトビア共和国、リトアニア共和国、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マルタ共和国、モルドバ共和国、モンテネグロ、オランダ王国、ノルウェー王国、ポルトガル共和国、ルーマニア、セルビア共和国、スロバキア共和国、スロベニア共和国、スペイン、スイス連邦、ウクライナ、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、アメリカ合衆国

外務大臣　玄葉光一郎

平成二十四年七月四日

○農林水産省告示第千六百二十二号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十二条第一項の規定に基づき、動物用生物学的製剤基準（平成十四年十月三日農林水産省告示第千五百六十七号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十四年七月四日

農林水産大臣　郡司　彰

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百二十三号

薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）第八十三条の規定により読み替えて適用される同令第六十条の規定に基づき、動物用生物学的製剤検定基準（平成十四年十月三日農林水産省告示第千五百六十八号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十四年七月四日

農林水産大臣　郡司　彰

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）